

労働者不協、為経営者譲渡ヲ為シ、  
 台長兼業員ヲ解雇スル旨、五月二十一日、  
 表セシムル。別記要求ノ項ヲ提出シ、  
 復抗爭見込、六月三日、映画配給会社等  
 新ノ調停ニテ解雇在年者トシテ金一封  
 及、五日同ノ興力収入ヲ支払スル、  
 同借解決セリ。  
 要求事項

- 一、解雇及対
- 二、解雇在年者四月分支給
- 三、争議費用ノ支給

解決事項

一、金一封  
 二、五日同興力収入支給

◎中泉織物株式会社 (五、二一五、三〇)

大阪府泉南郡山手町

労働者 一〇二名 (男女六九名)

参加者 〇二名

恒来、中中織機ヲ大中機ニ改ムル結果  
 冗多ク生シタルヲ以テ経営者ハ先業中ノ  
 不安ヲ感シ、五月二日、要求書ヲ提出シテ  
 罷業ニ入リ。労働者交渉ノ結果、五月二日